

(利用不可とする場合)
歴史的公文利用決定等通知書

(利用請求者) 様

日本銀行総裁 〇〇 〇〇



平成〇〇年〇〇月〇〇日付で受付けた歴史的公文の利用請求について、公文書等の管理に関する法律第16条第1項の規定に基づき、下記のとおりとすることとしましたので通知します。

記

1. 利用不可とした歴史的公文の名称等
2. 利用不可とした理由

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に日本銀行に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、日本銀行を被告として、東京地方裁判所又は特定管轄裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から起算して6か月以内であっても、決定の日から起算して1年を経過した場合には処分取消しの訴えを提起することができなくなります）。

*本件連絡先：日本銀行金融研究所アーカイブ

(担当者名)

電話

FAX

e-mail